

福岡大学内部質保証の方針

本学の「建学の精神」及び「教育研究の理念」の実現に向けて、内部質保証の方針を次のとおり定める。

1. 内部質保証の基本的な考え方

- 1) 教育・研究・社会貢献・その他諸活動（以下、教育・研究等という。）について、恒常的に自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことで、教育・研究等の質の保証及び向上を図ることを内部質保証の基本とする。
- 2) 自己点検・評価活動における客観性及び公平性を担保するため、必要に応じて、学外の有識者で構成する「外部評価委員会」による外部評価を実施する。
- 3) 社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価結果及び外部評価結果について、本学ウェブサイト等を通じて学内外に広く公表する。
- 4) 内部質保証システム自体について、定期的に検証を行い、改善・向上を図る。

2. 内部質保証の組織体制（責任・役割）

①自己点検・評価推進会議

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「自己点検・評価推進会議」を置く。「自己点検・評価推進会議」は、内部質保証の方針や手続きを定めるほか、自己点検・評価に係る基本方針（実施計画・評価項目・実施要領等）の策定、全学的な観点による点検・評価の実施及び総括、結果に基づく関係部局への改善指示及び助言等を行い、内部質保証を推進する役割を担う。

また、学校法人福岡大学自己点検・評価規程第6条に基づき、「自己点検・評価推進会議」のもとに次の委員会等を置く。

・「幹事会」

「自己点検・評価推進会議」の全学的な観点による点検・評価の実施に向けて、大学の諸活動の責任を負う学長・副学長等（執行部）の視点から点検・評価等を実施する。

・「内部質保証検討委員会」

本学の内部質保証システムや自己点検・評価活動における課題への対応案等を検討する。

※「幹事会」や「内部質保証検討委員会」の構成員及び具体的な業務については、「自己点検・評価推進会議」で審議し、定めるものとする。

②領域別に内部質保証を推進する会議体

「自己点検・評価推進会議」が全学的な内部質保証を推進するにあたり、以下のよう

に教育・研究等の諸活動を4領域に分け、既存の会議体（以下「領域別内部質保証推進会議」という。）が、それぞれの領域の内部質保証を推進する役割を担うこととする。

領域	領域別内部質保証推進会議
教育・学生支援・学生の受け入れ	教育推進会議
研究	研究推進本部会議
社会連携・社会貢献	地域連携推進会議
運営・財務	企画運営会議

「領域別内部質保証推進会議」は、学部・研究科その他の組織（以下「部局」という。）が実施した自己点検・評価の結果について、当該領域の内容の確認及び適切性の検証を行い、その結果を取りまとめて「自己点検・評価推進会議」へ報告する。なお、「領域別内部質保証推進会議」で当該領域に係る内容等の検証を行うにあたり、各会議の議長の判断により、必要に応じて「領域別内部質保証推進会議」のもとに委員会・作業部会等を設置することができるものとする。

また、「領域別内部質保証推進会議」の議長が当該領域において早急に改善に向けて取り組む必要があると判断した事項については、当該部局へ改善の指示及び助言を行うことができるものとする。

③部局別自己点検・評価実施委員会

部局ごとに自己点検・評価を実施するため、各部局に部局別自己点検・評価実施委員会（以下「部局別実施委員会」という。）を置く。

3. 内部質保証の手続き・運用

- 1) 「自己点検・評価推進会議」は、自己点検・評価の基本方針（実施計画・評価項目・実施要領等）を定め、「領域別内部質保証推進会議」や部局に対して自己点検・評価の実施を指示する。
- 2) 部局は「部局別実施委員会」を設置したうえで自己点検・評価を実施し、その結果を領域の区分に応じ、「領域別内部質保証推進会議」へ報告する。
- 3) 「領域別内部質保証推進会議」は部局が実施した自己点検・評価結果の適切性を検証し、その結果を取りまとめて「自己点検・評価推進会議」へ報告する。なお、「領域別内部質保証推進会議」の検証作業において、各会議の議長が早急に改善に向けて取り組む必要があると判断した事項については、当該部局へ改善に着手するよう指示する場合がある。
- 4) 「自己点検・評価推進会議」による全学的な点検・評価の実施に向けて、「幹事会」において執行部の視点による点検・評価を実施する。その後、「自己点検・評価推進会議」において、全学的な観点による点検・評価を実施し、その結果を総括する。
- 5) 自己点検・評価の実施にあたっては、学内の様々な客観的なデータ（教学 IR 等）を積

極的に活用することとする。

- 6) 「自己点検・評価推進会議」は、自己点検・評価により明らかとなった課題・問題点等について、その性質に応じて、当該部局又は「領域別内部質保証推進会議」へ改善の指示及び助言等を行う。
- 7) 改善の指示を受けた部局又は「領域別内部質保証推進会議」は、大学の意思決定プロセスに則り、改善に向けて適切に取り組むこととする。なお、改善に向けた取組状況等については、自己点検・評価等を通じて確認する。
- 8) 自己点検・評価の客観性及び公平性を担保するため、必要に応じて「外部評価委員会」による外部評価を実施する。また、「自己点検・評価推進会議」は、必要に応じて外部評価の結果を自己点検・評価活動の改善に活用することとする。
- 9) 自己点検・評価及び外部評価の結果は、常勤理事会及び理事会に報告するほか、本学ウェブサイト等を通じて学内外に広く公表する。
- 10) 「内部質保証検討委員会」は、自己点検・評価で明らかとなった本学の内部質保証システムや自己点検・評価活動に関する課題等について、その対応案を検討し、その結果を「自己点検・評価推進会議」へ報告する。

※内部質保証システムを可視化する観点から、本方針に基づき、大学全体の内部質保証システム及び学部・研究科の「教育」に焦点を当てた内部質保証システムの概念図を別途定める。